

はじめに

本市においては、平成 26 年 3 月に、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定し、これまで障害のある方々に関する各種施策を推進してきたところでありますが、この期間に、障害のある方々をめぐる状況は大きく変化してまいりました。

平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が国において施行され、また東京都においても平成 30 年 10 月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されるなど、様々な法令の成立・改正が行われ、社会全体が共生社会の実現に向け、進んでいくこととなりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生社会」の実現を目指した取組を始めております。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、社会的障壁を除去し共生社会の実現に向けて、様々な取組を推進していくこととしております。

こうした中、本市では、平成 30 年度に本計画の中間年を迎えたことから、近年の障害者福祉に関する動向や、前半 5 年間の評価、アンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、計画の一部改訂を行い、後半 5 年間の「西東京市障害者基本計画」を策定いたしました。

「健康」応援都市の実現を目指す本市といたしましては、本計画の基本理念である「障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域で安心できるまちづくり」に基づき、後半 5 年間も引き続き、ライフステージを通じて、地域で安心して快適に健康であると実感しながら暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画改定にご尽力いただきました、西東京市地域自立支援協議会及び同計画改定作業部会の委員の皆様をはじめ、計画改定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々、関係機関、団体・事業者等の皆様に心より深謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一



目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 障害者基本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画改定の流れ	3
5 障害者（児）の福祉に関する制度・動向	4
6 各種政策等の動向	6
第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方	9
1 計画の全体像と計画の体系	9
2 基本理念と基本方針の設定	9
3 前半5年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）	11
第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目	19
1 後半5年間の計画の全体像	19
2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針	19
3 後半5年間の計画の重点推進項目	21
第4章 施策の展開	28
1 基本方針1に関する施策	32
2 基本方針2に関する施策	40
3 基本方針3に関する施策	45
第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて	59
1 計画の進捗状況の着実なモニタリング	59
2 障害福祉サービスの提供体制の整備	59
3 市民参加の推進	59
第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等	60
1 障害者数等	60
2 市内の障害者関連施設等	64
3 アンケート調査結果	67
4 ヒアリング調査結果概要	72
5 調査結果からの課題	75

資料編.....	77
1 西東京市地域自立支援協議会委員名簿.....	77
2 平成30年度 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会委員名簿.....	78
3 計画改定の経過.....	79
4 用語集.....	80

文章中で^(※)が表記されている用語は、
巻末の「資料編4 用語集」に詳しい説明を掲載しています。

【西東京市障害者基本計画の基本理念】

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

【後半5年間の計画の重点推進項目】

重点推進項目1

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

重点推進項目2

障害のある人の社会参加を支援します

重点推進項目3

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

重点推進項目4

障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

重点推進項目5

相談支援体制を充実します

【後半5年間の計画の施策体系】

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

【基本方針1】
✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組めます。

【基本方針2】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組めます。

【基本方針3】
✓ 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の方向性

(1) 相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

(2) 生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

(3) 教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。

(1) 雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。

(2) 余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

(1) 広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。

(2) 生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。

(3) 保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。

(4) 情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。